特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名				
8	太良町	国民健康保険に関する事務	基礎項目評価書		

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

太良町は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱にあたり、特定個人情報ファイルの取扱が個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

佐賀県太良町長

公表日

平成29年6月12日

[平成26年4月 様式2]

I 関連情報

請求先

連絡先

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

I 関連情報						
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	国民健康保険に関する事務					
②事務の概要	国民健康保険加入者の状況把握を行っている。 把握している状況より、証関係(保険証・短期証・資格証、高齢受給者証、特定疾病療養受療証、限度 額・減額認定証)の発行、送付を行う。					
③システムの名称	国民健康保システム、統合宛名システム、中間サーバー、次期国保総合システムおよび国保情報集約システム					
2. 特定個人情報ファイル	名					
1. 資格異動ファイル 2. 緩和措	置異動情報ファイル					
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第30項 市町村長又は国民健康保険組合 「国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)による保険給付険組合の支給又は保険料の徴収 に関する事務であって主務省令で定めるもの」					
4. 情報提供ネットワークシ						
①実施の有無	<選択肢>					
②法令上の根拠	番号法第19条第7項 (情報提供の根拠) 1,2,3,4,5,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,58,62,78,80,87,93,97, 106,109の項 (情報照会の根拠) 42、43の項					
5. 評価実施機関における	担当部署					
①部署	健康増進課					
②所属長	健康増進課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求					

総務課 〒849-1698 佐賀県藤津郡太良町大字多良1番地6 TEL 0954-67-0311 FAX 0954-67-2425

総務課 〒849-1698 佐賀県藤津郡太良町大字多良1番地6 TEL 0954-67-0311 FAX 0954-67-2425

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人かいの時点の計数か		[1,000人以上1万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上30万人未満		
		平成26年10月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
	いつ時点の計数か	平成26年10月1日 時点				
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月12日	I −1. ③ システムの名称	国民健康保システム、統合宛名システム、中間 サーバー	国民健康保システム、統合宛名システム、中間 サーバー、次期国保総合システムおよび国保 情報集約システム	事前	国民健康保険制度改革に伴う 変更
-					